

2007年6月25日

お客さま各位

立替払い「代墊款」に関する当局の見解について

三菱東京UFJ銀行
上海支店

いつも弊行をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

今般、中国人民銀行上海分行から「立替払い※」に関する文書（上海銀函〔2007〕42号）が出状されましたので、文書内容、及びお取引上の留意点をご案内申し上げます。（※国内での人民元立替払いに対する海外からの外貨受領取引）

I. 「上海銀函〔2007〕42号（中国人民銀行上海分行6月12日発行、22日弊行受領）」

「七. 立替払い問題について」（上海支店仮訳）

1. 「中華人民共和国外貨管理条例」第40条第2項により、「他人のために人民元で国内の費用を支払い、相手から外貨を受領する行為」は、非合法の“さや取り外貨取引（套匯）”と規定されている。従って、国内機構（法人等）が他人のために人民元建ての費用を立替えた後、海外から外貨を受領する取引は、非合法の“さや取り外貨取引（套匯）”である。
2. 外為指定銀行は、顧客による国際収支申告によって、「立替払い」取引を確認した場合は、直ちに所在地の外貨管理局の検査部門に報告しなければならない。
3. 国内で当初支払った人民元が外貨から両替された資金か否かにかかわらず、国内機構が他人のために人民元費用を立替えた後に、海外から外貨を受取る取引は、非合法の“さや取り外貨取引（套匯）”である。

II. お取引上の留意点（三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司（7月2日開業予定）を含む）

- (1) 弊行は、お客さまに被仕向送金の到着をご案内する都度、「当該送金が立替払い資金に該当するか否か」をご確認させていただきます。
送金目的が立替払い資金である場合は、お客さまの口座への入金処理は行わず、資金を一時的に留保致します。
- (2) 立替払い目的の被仕向送金が到着した場合は、大変お手数ですが、海外の送金人様へご連絡の上、送金銀行による送金組戻しの手続きをご依頼頂きたいようお願い申し上げます。
- (3) 万一、お客さま口座に入金した後に、お客さまによる国際収支報告等から、立替払い目的の送金であることが判明した場合、上記通達に基づき、銀行は外貨管理局への報告を行う義務が課されました。
この点について、ご留意ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

Ⅲ. 弊行の対応

本件に関する当局の厳格対応の方針を受け、お客さま実務に重大な影響があると捉え、本年2月以降、お客さまへ注意喚起のご案内を実施すると同時に、銀行同業公会と連携し、実務に即した法令解釈の明確化を当局に求めて参りました。

今後とも法令等に関する情報の早期ご案内に努めると共に、お客さまのご意見をお伺いしつつ、必要に応じて各方面への問題提起を行って参ります。

なお、本件に関するご照会につきましては、当店お客さま担当者にご連絡頂きますようお願い申し上げます。

以 上

《ご参考》

- 中華人民共和国外貨管理条例（抜粋）〔中文、日本語仮訳〕
- 中国人民銀行上海分行（上海銀函[2007]42号（抜粋））

中华人民共和国外汇管理条例（抜粋）

（1996年1月29日中华人民共和国国务院第193号令公布

根据1997年1月14日《国务院关于修改〈中华人民共和国外汇管理条例〉的决定》修正）

第四十条

有下列非法套汇行为之一的，由外汇管理机关给予警告，强制收兑，并处非法套汇金额百分之三十以上三倍以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- （一）违反国家规定，以人民币支付或者以实物偿付应当以外汇支付的进口货款或者其他类似支出的；
- （二）以人民币为他人支付在境内的费用，由对方付给外汇的；
- （三）未经外汇管理机关批准，境外投资者以人民币或者境内所购物资在境内进行投资的；
- （四）以虚假或者无效的凭证、合同、单据等向外汇指定银行骗购外汇的；
- （五）非法套汇的其他行为。

〔上海支店仮訳〕

外貨管理条例(抜粋)

（国務院1996年1月8日制定、1996年1月29日公布（193号）、1996年4月1日施行。

国務院1997年1月14日改正／公布／施行）

第40条

以下に列挙する非合法の“さや取り外貨取引（套汇）”行為の一つがある場合、外貨管理機関は警告を發し、強制的に収用し、かつ非合法のさや取り外貨取引金額の30パーセント以上3倍以下の罰金を課す。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 国家规定に違反して、外貨で支払うべき輸入貨物代金又はその他類似する支出を人民元で支払う、あるいは現物で弁済する行為。
- (2) 他人のために国内の費用を人民元で支払い、相手から外貨を受領する行為。
- (3) 外貨管理機関の批准を得ずに、国外の投資者が人民元又は国内で購入した物品をもって、国内で投資する行為。
- (4) 虚偽あるいは無効な証書、契約書、証票等を使用して外貨指定銀行を騙して外貨を購入する行為。
- (5) 非合法のさや取り外貨取引その他の行為。

中国人民银行上海分行

上海银函〔2007〕42号

关于对上海市银行同业公会 会员单位近期所提建议的复函

上海市银行同业公会：

贵会《上海市银行同业公会会员单位近期所提建议的情况汇报》（银公字〔2007〕第9号）收悉。经研究，现就有关问题函复如下：

七、关于代垫款问题

（一）根据《中华人民共和国外汇管理条例》第40条第2款规定，“以人民币为他人支付在境内的费用，由对方付给外汇的”属非法套汇行为。所以，境内机构为境外机构垫付人民币后再从境外收汇，无论是进外汇账户还是直接结汇均属非法套汇行为。

（二）外汇指定银行在客户申报后，确认其为代垫款时，应及时报告所在地外汇局检查部门。

（三）只要“以人民币为他人支付在境内的费用，由对方付给外汇的”，即为非法套汇行为，无论其人民币资金是否来源于结汇。